鳥取市がん対策推進会議条例をここに公布する。

平成２９年１２月２２日

鳥取市長　深　澤　義　彦

鳥取市条例第７０号

鳥取市がん対策推進会議条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、がん対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（対象区域）

第２条　推進会議の対象区域は、鳥取市保健所が所管する区域（以下、「対象区域」という。）とする。

（任務）

第３条　推進会議は、対象区域のがん対策の推進に関し、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べる。

⑴　がん検診受診率向上に関すること。

⑵　がん予防の推進やがんの早期発見に関すること。

⑶　その他のがん対策の推進に関すること

（組織）

第４条　推進会議は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、その協議する事項に関し、知識又は経験を有する者のうちから、市長が

委嘱する。

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第６条　推進会議の会議（以下「会議」という。）は、次の各号に掲げる場合に市長が招集する。

⑴　市長が必要と認めるとき。

⑵　委員の４分の１以上の者から招集の請求があるとき。

２　会議の議長は、市長が指名した者とし、会議を進行する。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（委員以外の者の会議への出席等）

第７条　推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（意見の尊重）

第８条　市長は、推進会議の意見を尊重し、対象区域のがん対策の推進に努めるものとする。

（庶務）

第９条　推進会議の庶務は、健康こども部において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。